

福山市教育委員会会議（第10回）議事日程

2022年（令和4年）12月21日
午後2時00分 於：教育委員室

日程第1	教育長の報告について 教育長報告	1
	令和4年12月定例会市議会答弁報告	2
	事務局報告	
	1 広瀬学園小学校・広瀬学園中学校及び常石ともに学園への入学・転入学に係る申請状況について	17
	2 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について	19
日程第2	議第48号 臨時代理の承認を求めることについて（教育機関の廃止）	21
日程第3	議第49号 臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）	26
日程第4	議第50号 福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について	30
日程第5	議第51号 小学校及び中学校の通学区域の設定について	33
日程第6	議第52号 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について	34
日程第7	議第53号 福山市青少年修学応援奨学金条例施行規則の一部改正について	37
* 日程第8	議第54号 福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について	
* 日程第9	議第55号 公民館長の任命について	
* 日程第10	議第56号 福山市善行児童生徒顕彰における対象者の選考について	

*は非公開予定

教育長報告

11月	17日	木	学校訪問（幸千中，蔵王小） 全国自治会連合会広島県福山大会（ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ）
	18日	金	学校訪問（鞆の浦学園，常石ともに学園）
	19日	土	
	20日	日	
	21日	月	文教経済委員会 学校訪問（西小，城北中）
	22日	火	学校訪問（中央中，西深津小）
	23日	水	
	24日	木	学校訪問（坪生幼，竹尋小，神辺東中，御幸小）
	25日	金	
	26日	土	藤江小学校創立150周年記念行事（藤江小）
	27日	日	
	28日	月	福山学校元気大賞部門賞表彰（日吉台小）
	29日	火	本会議
	30日	水	
12月	1日	木	学校訪問（東中）
	2日	金	学校訪問（駅家南）
	3日	土	
	4日	日	第53回ふくやまジュニアミュージックフェスティバル（ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ）
	5日	月	
	6日	火	本会議
	7日	水	
	8日	木	
	9日	金	
	10日	土	
	11日	日	
	12日	月	
	13日	火	
	14日	水	予算特別委員会
	15日	木	福山学校元気大賞部門賞表彰（中条小） 学校訪問（遺芳丘小）
	16日	金	福山学校元気大賞部門賞表彰（リモート・手城小）
	17日	土	
	18日	日	
	19日	月	本会議
	20日	火	学校訪問（明王台）
	21日	水	第10回教育委員会会議

【一般質問】

- ・ 水曜会 大田 祐介 議員
 石口 智志 議員
 喜田 紘平 議員
 木村 素子 議員

- ・ 公明党 皿谷 久美子 議員
 野村 志津江 議員

- ・ 誠友会 田口 裕司 議員

- ・ 市民連合 池上 文夫 議員

- ・ 日本共産党 河村 晃子 議員

- ・ 無所属 石岡 久彌 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

順序	1	質問日	12月6日	会派名	水曜会	名前	大田 祐介
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	市長の政治姿勢について
	(3) コロナ禍における行動制限について
	② 児童生徒のマスクの着用に対する本市の対応について

[教育長答弁]

児童生徒のマスクの着用に対する本市の対応についてです。

マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合には、着用の必要がないこと、体育の授業や運動部の活動、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒にマスクを外すよう指導することが示されています。

このことを踏まえ、教職員が声をかけたり、範を示したりするなど、児童生徒が、自ら考え着脱できるよう取り組んでいるところです。

11月末の文部科学省からの通知を受けては、会食に際し、必ず「黙食」とする必要はなく、席の配置の工夫や、適切な換気等の対策を講じた上で、給食時間に会話を行うことも可能であることを、12月1日付けで、各学校へ通知しています。

併せて、児童生徒のコミュニケーションへの影響を考慮し、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱を行うとともに、着用の有無が、いじめや差別につながるような、配慮することも、改めて周知しました。

順序	3	質問日	12月6日	会派名	水曜会	名前	石口 智志
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
4	教育行政について
①	「自ら考え学ぶ授業」の推進に係る成果と課題について
②	アプリケーションソフトの活用状況について
③	自己肯定感に対する捉え
④	いじめ問題について

〔教育長答弁〕

始めに、「自ら考え学ぶ授業」の推進に係る成果と課題についてです。

「第2次福山市教育振興基本計画」では、全国学力・学習状況調査の正答率や、意識調査など、複数の指標をもって、「自ら考え学ぶ授業」の推進に係る評価・改善を行ってきました。

今年度は、「話し合いで考えを深め広げている」と回答した児童生徒は79.4%で、5年前より、約11ポイント増えています。

「自分で課題を立て、調べ、発表している」の回答は77.9%で、約4ポイント増えています。

また、「日々の授業や子どもの姿について対話している」と回答した教職員は、90%以上で推移しています。

各学校では、子どもはどう学ぶかという視点を持ち、教職員は何をどう教えるかを考えながら、授業を中心とした教育活動に取り組んできており、福山100NEN教育が目指す自ら考え学び、行動する子どもたちの姿が、授業や行事、地域でのボランティア活動等に現れてきています。

しかし、今年度の全国学力・学習状況調査では、小中学校で、国語が約2ポイント、算数・数学が約5ポイント、理科が約2ポイント、全国平均を下回っています。

学力調査の結果として、学び方への意識や学習意欲などの非認知能力の向上が、教科学力につながっていない状況があります。

一方で、子ども一人一人の興味、関心、理解するスピード等を大切にしながら、取組を進めたことで、非認知能力と教科学力がつながり、数値にも子どもたちの姿にも、変化が現れている学校が増えてきています。

そこで、この成果を踏まえ、今年度から、分析データの活用、学習端末の活用、幼保小連携など、6つの分野の「パイロット校」を指定しています。

パイロット校では、子どもたちが、学習意欲や知的好奇心を発揮できる場や、教師の役割等について、実践・検証・改善の過程から見えていることを試行錯誤も含めて、タイムリーに発信し、市内の各学校が、自校の状況に合わせて取り入れ、取り組むことができる

よう、実践的に進めています。

次に、アプリケーションソフトの活用状況についてです。

現在、全ての小中学校やフリースクールで、児童生徒の実態、学習内容、目的に合わせ、ドリル教材や動画教材など多様なソフトを活用しています。

例えば、授業や家庭学習で、個の実態に合わせたドリル教材に取り組む、月の満ち欠けのしくみなどイメージが難しい事象について動画を視聴するなどしています。

次に、自己肯定感についてです。

学力と意識の関係を見ると、自己肯定感や挑戦する心などの非認知能力に係る項目で、肯定的回答をした児童生徒の教科に関する正答率が高くなっています。

非認知能力の結果が、教科学力に通じるということは、「学力の伸びを把握する調査」からも、明らかになっています。

日々の授業を中心とした全ての教育活動で、児童生徒が、「分かった」「やりきった」と実感しながら取り組めるよう、「子ども主体の学び」を進めていきます。

次に、いじめ問題についてです。

本市のいじめ認知件数の推移は、2017年度（平成29年度）から各年度280件、403件、404件、286件で、2021年度（令和3年度）は222件です。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、各学校では、感染者等への差別やいじめがあってはならないことについて指導するとともに、児童生徒は、「なぜ、差別や偏見が生まれるのか」「自分たちはどう行動すべきか」等について考えてきました。

昨年、9月にいじめによる自殺事案が報道された際には、臨時校長会を開き、全学校で、いじめや命の大切さについて児童生徒が考え、話し合う時間を持つよう指示しました。

また、いじめを初期段階のものから積極的に認知することは、解消に向けた取組のスタートであるということを、毎月初めに各学校長へ送付する校長会資料等で伝えています。

認知件数の減少は、児童生徒がいじめ防止への意識を向上させたこと、教職員がこれまでに以上に児童生徒に目を配り、支援した結果であると考えています。

件数は減少していますが、引き続き「放置されているいじめが潜在していないか」という視点を持ち、取り組んでいきます。

いじめ予防については、「福山市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止委員会」を校務運営組織に位置付け、取り組んでいます。

学期に1回以上のいじめ等アンケート調査、調査を踏まえた全児童生徒への面談、体育大会や修学旅行など、誰もが安心して参加できる学校行事の計画・実施、学校のきまりの見直しなどに取り組む中で、一人一人の違いを大切にすることを育んでいます。

順序	4	質問日	12月6日	会派名	水曜会	名前	喜田 紘平
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨							
5 中学校の英語教育における5ラウンドシステムについて							

〔教育長答弁〕

始めに、5ラウンドシステムを導入した経緯、目的についてです。

これまで英語の授業は、単語や文法を覚える、和訳・英訳するなどの学習活動を中心に行ってきました。

しかし、県の学力調査では、「聞くこと」「読むこと」の領域において、過去10年以上、県平均を下回っており、概要や要点を聞き取る力、話の流れを読み取る力などに課題がありました。

また、平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査でも同様の課題がありました。

そこで、まずは何度も英語を聞いて、繰り返し表現に触れることで、言葉を獲得していく5ラウンドシステムを5校のモデル校で導入し、子どもたちが学ぶ様子を見ながら、3年かけて、市内全中学校に広げていきました。

県教育委員会も5ラウンドシステムの研究推進校を設け、英語授業の在り方について調査・研究を進めるとともに、県内の英語教員を対象に研修を実施しています。

次に、学習塾、生徒、保護者等からの単語や文法の定着を懸念する声についてです。

学習塾からの意見は把握していません。

生徒からは、最初は、聞くこと中心の授業で不安だったが、日常的な話題について、少しずつ話すことができるようになった、繰り返し教科書を音読することで、頭の中に表現が残ってくる。

保護者からは、1年生1学期のテストはリスニングばかりで心配。高校入試に対応できる英語力が付くのか不安などの声を聞いています。

次に、英語教員の受け止めや見解についてです。

初めて5ラウンドシステムを実践する教員は、聞く力は伸びているが、読んだり、書いたりする力が付くのか不安。単語の綴りミスが多い。

一方、導入当初から実践している教員は、たくさんの英語を聞くことが、話す、読む、書く力につながる事が分かった、話したことを文字にし、書き続けていくと、自ら表現したことの間違いに気付くようになったと、手応えを感じています。

学習塾に通っている生徒と通っていない生徒の伸びの差については、英語に限らず、他の教科も含めて把握していません。

次に、5ラウンドシステムの学習効果についてです。

2021年度（令和3年度）に実施した「学力の伸びを把握する調査」において、5ラウンドシステムの授業を受けてきた3年生の平均正答率は、同システムの授業を受けてい

ない3年生と比較し、3.8ポイント、特に、「聞くこと」の領域は6.3ポイント高い結果でした。

また、今年度、県の研究推進校9校が実施した生徒質問紙調査によると、85.6%の生徒が「英語の授業がよく分かる」と回答しています。

5ラウンドシステムの導入にあたっては、準備段階から、同システムを考案・実践された講師に継続的に助言を受けながら取組を進めてきました。

引き続き、5ラウンドシステムを中心とする授業を通して、自分の考えや気持ちを表現できる生徒の育成に取り組んでいきます。

順序	5	質問日	12月6日	会派名	水曜会	名前	木村 素子
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
4	市立福山中・高等学校の教育方針について
①	グローバル教育の実施内容と成果
②	グローバル教育の今後の展望
③	寄宿舎の募集内容と運営
④	今後の環境整備

〔教育長答弁〕

始めに、福山中・高等学校のグローバル教育の実施内容と成果についてです。

福山中・高等学校では、国際社会、地域社会で活躍する人材を育てるため、グローバル教育に取り組んでいます。

中学校では、「コミュニケーション科」の授業で英語、国語の両面から表現・議論の仕方を学び、海外姉妹校の韓国浦項市の中学校とのホームステイによる交流などを通して、異国と自国の生活や文化に対する理解を深めています。

高等学校では、1年生は、市内企業と連携して地域や国際的な課題を解決するグローバル人材育成事業に取り組んでいます。

今年度は、SDGsに積極的に取り組む13社・団体を訪問し、探究的に学習しました。

学習成果を披露する発表会では、JA福山市を担当したグループは、フードロスという課題を踏まえ、地元野菜を活用した加工品やデザートレシピを提案しました。

また、山野町で活動するグループは、10月に野菜販売や藍染め体験などのイベントを開催した成果を報告しました。

高校2年生は、福山市立大学の教員や大学生からまちづくりの考え方やスキルを学び、今後のまちづくりについて提案する高大連携事業に取り組んでいます。

今年度は、古民家再生プロジェクトの一環として行われた農作業体験やSDGs事業に参加し、大学生と一緒にイベントを開催しました。

また、高校生の中には、各国の国連大使になり切り、地球規模の問題を英語でディスカッションし、課題解決に取り組む模擬国連に参加する生徒や、海外のボランティア活動に参加する生徒もいます。

グローバル教育により、語学習得のみならず、地球的視野で主体的に行動できる力が育まれてきていると捉えています。

次に、グローバル教育の今後の展望についてです。

今後も、地元企業や大学などの協力をいただく中で、創造的・探究的な教育活動の充実により身につけた力をより確かなものとする機会として海外交流先の開拓を進めており、「留学も市立(いちりつ)」をキャッチフレーズに在学中に2回は海外交流できるよう取り

組んでまいります。

次に、寄宿舎の募集内容と運営についてです。

募集は、高等学校に在籍する者で、住居が遠方で通学が困難な生徒や仲間との共同生活を希望する生徒を対象とし、定員は32人、各学年10人程度を見込んでいます。

食事は、栄養バランスの取れた献立で朝・夕2食提供し、定期的にアンケートを実施しながら、満足度の向上に努めていく考えです。

次に、今後の環境整備についてです。

今年度は、屋内練習場の建設や、グラウンドの拡張工事を行い、部活動の練習環境を整えることとしています。

今後も、校舎改修やグラウンド整備など、生徒が夢の実現に向けて邁進できるよう、教育環境の充実に努めてまいります。

順序	8	質問日	12月7日	会派名	公明党	名前	皿谷 久美子
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨	
1	医療的ケア児の支援について
	(3) 公立小中学校の看護介助員について

[教育長答弁]

公立小中学校の看護介助員についてです。

本市教育委員会では、2013年度（平成25年度）から、保護者、医療関係者等と連携し、医療的ケア児が地元の小学校に通学できる環境を整えてきました。

2015年度（平成27年度）からは、看護師資格のある人を「看護介助員」として医療的ケア児が通う学校に配置しています。

看護介助員が休む場合は、教育委員会が作成している医療的ケアガイドラインに基づき、保護者に協力を得ることとしています。

そうした中で、保護者の協力が得られず、医療的ケア児が通学できなくなることは課題であると捉えています。

今後も保健、医療、福祉、教育等の関係者で構成する「福山市慢性疾病児童等地域支援協議会」の意見も聞きながら、こうした課題への対応について検討していきます。

順序	9	質問日	12月7日	会派名	公明党	名前	野村 志津江
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨	
3	教育行政について
①	広島県立高等学校の入学者選抜制度の変更
ア	背景と変更内容
イ	新たに設けられた自己表現に対し，教育活動の中での取組

〔教育長答弁〕

公立高等学校の入学者選抜制度変更の背景と内容についてです。

県教育委員会は，変更の背景を，平成26年度から全国に先駆けて「学びの変革」を掲げ，生徒自ら課題を発見し，解決する「主体的な学び」に取り組んでいること，文部科学省から，高等学校の教育目標実現に向けた入学者選抜の質的改善を図る必要があることが通知されたことであるとしています。

制度の改善は，中学生の主体的な学校選択の一層の推進，中学校及び高等学校教育の充実のためです。

主な変更内容は，高等学校の教育目標，育てたい生徒像，受け入れ方針及び選抜の実施内容の事前公表，調査書の簡素化，入学者選抜に係る期間の短縮，「自己表現」の実施の4点です。

「自己表現」は，生徒が，自分自身の得意なことやこれまで取り組んできたこと，高等学校に入学した後の目標などについて，自分で選んだ言葉や方法で表現します。

評価は，「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」である，自己を認識する力，自分の人生を選択する力，表現する力の視点で行われます。

県教育委員会は，これらの力を育む場面として，生徒の「主体的な学び」を促す授業改善に組織的に取り組む，多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用し，自分の生き方を考える機会を設ける，生徒の学習進度や興味・関心に応じて，学習内容等を選択させる，各教科等の特質に応じた言語活動を充実させ，表現の力を計画的に育成するなどを示しています。

本市の中学校においては，「子ども主体の学びづくり」に向けた，授業研究を中心とした市内一斉研修，キャリア教育の一環として，職業観や勤労観を育む職場体験や企業・進路に係る探究的な学習，ICTを活用した，生徒一人一人の速度や習得の状況に応じた学習，各教科等の関連や年間を通して育成する力を明確にした年間指導計画の改善・充実などに取り組み，日々の教育活動の中で，生徒に身に付けてもらいたい力を育んでいます。

順序	13	質問日	12月8日	会派名	誠友会	名前	田口 裕司
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
3	小中一貫教育について
①	小中一貫教育の成果と課題について
②	中学校区の枠を超えた連携について（西部地区）

〔教育長答弁〕

小中一貫教育についてです。

本市では、福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子どもを育てることを目的に、小中一貫教育に取り組んでいます。

各中学校区においては、義務教育9年間で育成する21世紀型スキル&倫理観を明確にし、各教科等や学年の内容を関連させた教育課程を編成・実施しています。

また、授業研究や学力調査の結果分析等、校区の課題改善に向けた合同研修を行っています。

こうした取組を継続し、積み上げてきたことで、9割以上の教職員が、「子どもの学びや発達への理解をもとにカリキュラムを見直し、実践している」と回答しており、学習内容のつながりを考えながら、授業改善している教員・学校が増えています。

義務教育学校である韮の浦学園、想青学園では、小中一貫教育をより効果的に実施するため、今年度、コミュニティ・スクールを導入しました。

学校、家庭、地域がさらに連携・協働して、地域の自然や歴史、文化等を素材にした特色ある教育活動を進めています。

他の中学校区においても、小中9年間を見通し、地域資源を活用した教育活動を展開しており、9割以上の学校が、「地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱った」と回答しています。

さらに、市民の皆様と一丸となって子どもたちを育てる体制を整えていくため、2026年度（令和8年度）までに、全ての中学校区へコミュニティ・スクールを導入していきます。

県教育委員会は、義務教育の終わりに身に付けてほしい力を「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」とし、乳幼児期から意図的・計画的に育んでいくことを示しました。

今年度、本市では、これまでの取組を踏まえ、就学前教育と小学校教育の連携・接続の充実に向けて幼保小連携校区を編成しました。

取組を進める中で、中学校も加わり、幼保小中連携に発展させている校区も出てきています。

今後も、就学前教育及び義務教育9年間を通して、子どもたちの学びをより確かなものにしていくよう、取り組んでまいります。

次に、西部地区における連携についてです。

西部地区では、義務教育9年間で、知・徳・体のバランスのとれた子どもを育てるために、校長が中心となり、西部地区小中一貫教育推進協議会を立ち上げました。

「確かな学力を身に付け、自ら進路を切り拓く子ども」「自己肯定感が高く、社会に貢献できる子ども」の育成をめざし、教職員が、教科・生徒指導等、11部会に分かれ、研修・実践を進めています。

例えば、ICT部会では、「思考・判断・表現する力を育む、ICTの効果的活用」をテーマに掲げ、様々な場面で活用できる実践事例を教職員が共有し、授業・業務改善に活かしています。

西部地区が抱える課題の解決に向け、教職員が主体的に多様な意見を交流し、自校の実践に生かしていくことが、子どもたちの学力・自己肯定感の向上につながると考えています。

西部地区の取組も参考にしながら、各中学校区の実情に応じて、小中一貫教育の取組が進むよう支援してまいります。

順序	16	質問日	12月8日	会派名	市民連合	名前	池上 文夫
----	----	-----	-------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨							
5 高校生，大学生などの通学費の補助制度について							

[教育長答弁]

高校生等の通学費の補助制度についてです。

保護者の経済的負担の軽減や，公共交通の利用促進を図ることを目的に，高校生等の通学費の補助を行っている中核市は，62市のうち3市です。

生徒が，経済的負担を理由に希望する進学先を諦めることがないようにしていくことは重要と考えます。

通学費の補助制度については，他都市の状況なども踏まえる中で，教育，福祉，公共交通などの観点から関係部署が連携し，多面的に議論してまいります。

順序	18	質問日	12月9日	会派名	日本共産党	名前	河村 晃子
----	----	-----	-------	-----	-------	----	-------

発 言 の 要 旨	
6	学校給食の無償化について
	① 給食費の保護者負担に対する見解，本市の取組について
	② 他自治体の無償化の取組について
	③ 給食費の無償化について
8	包括的性教育について
	② 学校における相談体制と性教育

〔教育長答弁〕

始めに，給食費の保護者負担に対する見解，本市の取組についてです。

本市では，前回の消費税率改定に際しても，給食費を据え置くなど，8年にわたり保護者の負担が増えないよう，配慮しています。

長引く物価高騰の中，給食費の値上げをする自治体も見られますが，本市では，負担を保護者に転嫁することなく対応しています。

今後も，成長期にある児童生徒に，安心安全で，おいしい給食の安定的な提供に努めてまいります。

他自治体の無償化の取組は，子育て世帯への支援などとして，実施しているものと認識しています。

憲法が定める義務教育の無償化は，「授業料を徴収しないと解釈するのが相当である」との最高裁判例があり，給食費は，学校給食法において，「給食のための基本的な費用は，学校の設置者が負担し，食材費等の費用は，保護者が負担すること」となっていることから，無償化は考えていません。

次に，市立学校における相談体制についてです。

性や妊娠に関する内容など多様な相談に応じられるよう，複数の教職員で構成する「教育相談窓口」を設置し，児童生徒が相談しやすい人や場所を選べるようにしています。

子どもたちには，学習指導要領に基づき，発達段階に応じた性教育を行っていますが，妊娠の経過は学習しません。

学校で，性交について取り扱わないことによる子どもたちへの影響や性交の知識の獲得方法については，把握していません。

各学校は，性暴力の加害者や被害者，傍観者にならないよう，「生命（いのち）の安全教育」を教育課程に位置づけ，取り組んでいます。

「はどめ規定」の撤廃を国に求めることや包括的性教育における福山市独自のガイドラインの作成は考えていません。

順序	21	質問日	12月9日	会派名	無所属	名前	石岡 久彌
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	全国学力テスト結果について（その3） ・課題と成果
2	2022年度（令和4年度）教育委員会点検・評価報告書について ・学識経験者からの意見の受け止め
3	第三次福山市教育振興基本計画について ・指標変更の考え方

〔教育長答弁〕

始めに、全国学力・学習状況調査についてです。

調査結果は、学び方への意識や学習意欲などの非認知能力の向上が、各教科の数値につながっていない状況があります。

一方で、子ども一人一人の興味、関心、理解するスピード等を大切にしながら取組を進めたことで、子どもの姿にも、教科の数値にも、変化が現れた学校が増えてきています。この成果を、パイロット校の取組とともに広げています。

次に、教育委員会点検・評価報告書についてです。

「子ども主体の学び」は、生涯にわたって学び続ける力を育み、教科学力にもつながります。

学識経験者からの意見は、これらの取組と指標が一体になる必要性を示されたものと受け止めています。

これらを踏まえ、第三次福山市教育振興基本計画では、「個の実態に応じた学習内容の定着、個々の伸び、学ぶ過程」に着目した指標に変更しました。

1 広瀬学園小学校・広瀬学園中学校及び常石ともに学園への入学・転入学に係る申請状況について

(1) 福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校

ア 申請期間

11月1日（火）から11日（金）まで

イ 対象児童生徒

福山市内在住の者で、次のいずれかに該当する者

- ・大きな集団での生活・学習が難しい者
- ・在籍校での登校が難しい者
- ・児童養護施設「福山ルンビニ園」に在籍している者
- ・広瀬学園の教育環境を希望している者

ウ 申請状況

校種	学年	定員	募集人数	申請者数
小学校	新1年生	10人	10人	4人
	新2年生	10人	7人	0人
	新3年生	10人	6人	0人
	新4年生	10人	3人	1人
	新5年生	10人	2人	0人
	新6年生	10人	1人	2人
	計	60人	29人	7人
中学校	新1年生	15人	7人	9人
	新2年生	15人	5人	0人
	新3年生	15人	0人	1人
	計	45人	12人	10人

※定員及び募集人数は、概ねの人数

※募集人数は、2022年度（令和4年度）の広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校の児童生徒数を考慮し、教育委員会が定めた人数

※中学校新3年生は募集していないが、これまでの経過がある生徒のため申請を受け付けた。

エ 抽選

中学校新1年生のみ抽選を実施

オ オープンスクール

- ・開催日程 10月22日（土）
- ・参加人数 延べ51人

(2) 福山市立常石ともに学園

ア 申請期間

11月1日(火)から11日(金)まで

イ 対象児童

保護者の送迎等により通学できる者(市外在住者も含む)

ウ 申請状況

校種	学年	定員	募集人数	申請者数
小学校	新1年生	30人	30人	49人(15人)
	新2年生	30人	3人	4人(1人)
	新3年生	30人	6人	7人(5人)
	新4年生	30人	6人	5人(1人)
	新5年生	30人	10人	1人(1人)
	新6年生	30人	16人	2人(2人)
	計		180人	71人

※募集人数は、2022年度(令和4年度)の常石ともに学園の児童数を考慮し、教育委員会が定めた人数

※()は、申請者の内、申請時点において福山市外に在住している者の数

エ 抽選

新1年生のみ抽選を実施

オ オープンスクール

- ・開催日程 10月26日(水)～10月29日(土), 10月31日(月)
- ・参加人数 延べ146人

2 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

(1) 趣旨

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物候補建物（おおむね昭和30年代までに建てられた建物）の所有者から、新たに伝統的建造物特定に関する同意書が提出されたため、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成12年条例第58号）第3条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画（平成29年7月28日教育委員会告示第10号。以下「保存計画」という。）を変更した。

(2) 変更の概要

ア 保存計画 別表1 伝統的建造物一覧（建築物・門・塀）に次の建築物を追加した。

保存計画番号	種別	員数	所在地
17	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町536
42-2	附属屋	1	福山市鞆町鞆字関町461

イ 保存計画 別表1 伝統的建造物一覧（建築物・門・塀）に以下の建築物の保存計画番号を変更する。

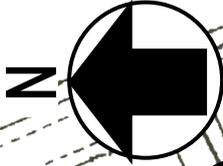
上段：変更後
下段：(変更前)

保存計画番号	種別	員数	所在地
42-1 (42)	主屋	1	福山市鞆町鞆字関町461

ウ 保存計画 付図2 伝統的建造物（建築物・門・塀）に保存計画番号17，42-2，2棟を追加した（別図参照）。

(3) 実施日

2022年（令和4年）12月6日



福山市鞆支所
鞆公民館

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区

42-1
42-2

17

市営渡船場

歴史民俗資料館

鞆城跡

鞆城山公園

公園

城北会館

鞆町

中鹿之助首塚

法重寺

新禅坊

別図

伝統的建造物（建築物・門・塀）の位置図（2022/12/6追加分）



議第48号

臨時代理の承認を求めることについて（教育機関の廃止）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、教育機関の廃止について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

教育機関の廃止について

福山市公民館について、次のとおり廃止する。

1 廃止する公民館の名称，位置及び所管区域

名 称	位 置	所管区域
福山市引野公民館	福山市引野町4, 013番地1	引野学区
福山市蔵王公民館	福山市蔵王町二丁目8番45号	蔵王学区
福山市千田公民館	福山市千田町三丁目19番12号	千田学区
福山市御幸公民館	福山市御幸町大字森脇181番地1	御幸学区
福山市津之郷公民館	福山市津之郷町大字津之郷863番地2	津之郷学区
福山市赤坂公民館	福山市赤坂町大字赤坂340番地1	赤坂学区
福山市瀬戸公民館	福山市瀬戸町大字地頭分693番地	瀬戸学区
福山市熊野公民館	福山市熊野町乙1, 097番地7	熊野学区
福山市箕島公民館	福山市箕島町329番地	箕島学区
福山市高島公民館	福山市田尻町2, 333番地10	高島学区
福山市鞆公民館	福山市鞆町鞆423番地1	鞆学区（走島町の区域を除く。）
福山市大門公民館	福山市大門町大門甲60番地	大津野学区
福山市春日公民館	福山市春日町三丁目6番17号	春日学区
福山市東村公民館	福山市東村町2, 536番地1	遺芳丘学区（東村町の区域に限る。）
福山市本郷公民館	福山市本郷町1, 045番地1	本郷学区
福山市神村公民館	福山市神村町3, 257番地3	神村学区
福山市柳津公民館	福山市柳津町五丁目7番34号	柳津学区
福山市金江公民館	福山市金江町藁江184番地2	金江学区
福山市藤江公民館	福山市藤江町2, 720番地1	藤江学区
福山市松永公民館	福山市松永町三丁目1番29号	松永学区
福山市走島公民館	福山市走島町58番地	鞆学区（走島町の区域に限る。）

福山市高西公民館	福山市高西町一丁目12番16号	遺芳丘学区（高西町の区域に限る。）
福山市泉公民館	福山市山手町六丁目37番4号	泉学区
福山市坪生公民館	福山市坪生町五丁目19番17号	坪生学区
福山市有磨公民館	福山市芦田町大字上有地123番地3	有磨学区
福山市福田公民館	福山市芦田町大字福田2, 479番地12	福相学区
福山市手城公民館	福山市南手城町二丁目10番23号	手城学区
福山市樹徳公民館	福山市木之庄町三丁目4番23号	樹徳学区
福山市西公民館	福山市西町一丁目19番2号	西学区
福山市山野公民館	福山市山野町大字山野3, 785番地	山野学区、山野北学区
福山市広瀬公民館	福山市加茂町字北山223番地1	加茂学区（加茂町字北山の一部の区域に限る。）
福山市駅家公民館	福山市駅家町大字倉光37番地1	駅家学区
福山市宜山公民館	福山市駅家町大字今岡435番地7	宜山学区
福山市駅家東公民館	福山市駅家町大字法成寺1, 270番地	駅家北学区（駅家町大字万能倉の一部及び駅家町大字法成寺の区域に限る。）
福山市深津公民館	福山市東深津町六丁目7番1号	深津学区
福山市曙公民館	福山市曙町五丁目16番1号	曙学区
福山市旭公民館	福山市入船町一丁目6番19号	旭学区
福山市光公民館	福山市草戸町四丁目1番29号	光学区
福山市多治米公民館	福山市多治米町五丁目2番12号	多治米学区
福山市川口公民館	福山市多治米町一丁目30番4号	川口学区
福山市霞公民館	福山市霞町三丁目4番13号	霞学区
福山市旭丘公民館	福山市引野町南一丁目17番46号	旭丘学区
福山市緑丘公民館	福山市春日町五丁目16番3号	緑丘学区
福山市南公民館	福山市御門町一丁目1番30号	南学区
福山市長浜公民館	福山市東手城町二丁目11番25号	長浜学区
福山市西深津公民館	福山市西深津町四丁目1番2号	西深津学区

福山市桜丘公民館	福山市奈良津町一丁目9番21号	桜丘学区
福山市野々浜公民館	福山市大門町四丁目21番8号	野々浜学区
福山市幕山公民館	福山市幕山台二丁目24番12号	幕山学区
福山市久松台公民館	福山市久松台二丁目1番1号	久松台学区
福山市新涯公民館	福山市新涯町三丁目17番41号	新涯学区
福山市山手公民館	福山市山手町一丁目9番17号	山手学区
福山市日吉台公民館	福山市日吉台一丁目16番27号	日吉台学区
福山市川口東公民館	福山市東川口町四丁目9番34号	川口東学区
福山市大谷台公民館	福山市大谷台三丁目13番3号	大谷台学区
福山市明王台公民館	福山市明王台一丁目2番15号	明王台学区
福山市内海公民館	福山市内海町460番地	想青学区（内海町の一部の区域に限る。）
福山市内浦公民館	福山市内海町イ1, 973番地3	想青学区（内海町の一部の区域に限る。）
福山市新市公民館	福山市新市町大字新市820番地3	新市学区
福山市網引公民館	福山市新市町大字宮内315番地	網引学区
福山市戸手公民館	福山市新市町大字戸手1, 280番地	戸手学区
福山市常金丸公民館	福山市新市町大字金丸522番地1	常金丸学区
福山市能登原公民館	福山市沼隈町大字能登原1, 589番地7	想青学区（沼隈町大字能登原の区域に限る。）
福山市千年公民館	福山市沼隈町大字草深1, 889番地6	想青学区（内海町、沼隈町大字能登原及び沼隈町大字常石の一部の区域を除く。）
福山市常石公民館	福山市沼隈町大字常石213番地	想青学区（沼隈町大字常石の一部の区域に限る。）
福山市山南公民館	福山市沼隈町大字中山南7, 479番地	山南学区
福山市神辺公民館	福山市神辺町大字川南3, 088番地1	神辺学区
福山市竹尋公民館	福山市神辺町大字下竹田8番地1	竹尋学区
福山市御野公民館	福山市神辺町字下御領46番地2	御野学区

福山市湯田公民館	福山市神辺町大字川北1,126番地2	湯田学区
福山市中条公民館	福山市神辺町字東中条186番地1	中条学区
福山市道上公民館	福山市神辺町字道上994番地5	道上学区

2 廃止の時期

2023年（令和5年）4月1日

3 廃止の理由

地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点として、公民館、交流館及びコミュニティセンター・コミュニティ館を交流館に統一するため。

議第49号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

- 1 令和4年度福山市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）
- 2 福山市交流館条例の一部改正について（教育委員会関係分）

1 令和4年度福山市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）

【歳入】 総額 12,080 千円

- (1) 国庫支出金 10,280 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
学校保健特別対策事業費補助金	小中学校等教育活動支援事業費	10,280

- (2) 県支出金 1,800 千円

区 分	充当先事業	金額(千円)
送迎用車両安全対策事業費補助金	小中学校送迎用車両安全対策事業費	1,800

【歳出】 総額 24,160 千円

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策(国庫補助事業) 20,560 千円

区 分	補正の概要	金額(千円)
小中学校等教育活動支援事業費	感染症対策・学習保障に係る校長裁量予算の追加配分	20,560

- (2) こどもの安心・安全対策(国の補正予算呼応分) 3,600 千円

区 分	補正の概要	金額(千円)
小中学校送迎用車両安全対策事業	スクールバス安全装置の設置支援	3,600

2 福山市交流館条例の一部改正について（教育委員会関係分）

○福山市公民館条例の廃止について

（1）廃止理由

地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点として、公民館、交流館及びコミュニティセンター・コミュニティ館を交流館に統一することに伴い、条例を廃止するもの。

（2）施行期日

2023年（令和5年）4月1日

○福山市図書館条例の一部改正について

（1）改正理由

地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点として、公民館、交流館及びコミュニティセンター・コミュニティ館を交流館に統一することに伴い、所要の改正を行うもの。

（2）改正要旨

ア 「公民館等」を「福山市交流館条例（平成30年条例第17号）に規定する交流館等」に改めるもの。 （第3条関係）

イ その他規定の整理を行うもの。 （第3条関係）

（3）施行期日

2023年（令和5年）4月1日

議第50号

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

文書管理システムの導入に伴い、指令文書の文書記号・番号について表記を見直すため、所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

- 1 指令文書の文書記号・番号について、「福山市教育委員会指令○第 号」を「福教指令○第 号」に改めるもの。
(第11条関係)
- 2 その他規定の整理を行うもの。

(施行期日)

2023年(令和5年)1月4日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

福山市教育委員会事務局処務規則（昭和41年福山市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(文書等の取扱い)</p> <p>第11条 <u>文書等</u>の取扱いについては、<u>福山市文書等取扱規程</u>（昭和41年訓令第3号）を準用する。ただし、<u>文書記号・番号</u>については、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会規則 教育委員会規則第 号</p> <p>(2) 告示 福山市教育委員会告示第 号</p> <p>(3) 公告 福山市教育委員会公告第 号</p> <p>(4) 訓令 教育委員会訓令第 号又は教育長訓令第 号</p> <p>(5) 指令 <u>福教指令○第 号</u></p> <p>(6) 往復文 福教○第 号</p>	<p>(<u>文書</u>の取扱い)</p> <p>第11条 <u>文書</u>の取扱いについては、<u>福山市文書取扱規程</u>（昭和41年訓令第3号）を準用する。ただし、<u>文書記号・番号</u>については、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会規則 教育委員会規則第 号</p> <p>(2) 告示 福山市教育委員会告示第 号</p> <p>(3) 公告 福山市教育委員会公告第 号</p> <p>(4) 訓令 教育委員会訓令第 号又は教育長訓令第 号</p> <p>(5) 指令 <u>福山市教育委員会指令○第 号</u></p> <p>(6) 往復文 福教○第 号</p>

2・3 (略)

2・3 (略)

附 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

議第51号

小学校及び中学校の通学区域の設定について

水呑三新田土地区画整理事業に伴い、町名の変更が行われるため、通学区域を次のとおり設定する。

1 通学区域の設定について

(1) 水呑小学校の通学区域は、次の区域をもって設定する。

水呑町，水呑町三新田一丁目，水呑町三新田二丁目，水呑向丘

(2) 向丘中学校の通学区域は、次の区域をもって設定する。

水呑町，水呑町三新田一丁目，水呑町三新田二丁目，水呑向丘，田尻町

(3) 設定の時期

備後圏都市計画事業水呑三新田土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日

議第52号

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

水呑三新田土地区画整理事業に伴い、町名の変更が行われるため、所要の改正を行う必要がある。

(改正要旨)

- 1 町名変更後の小学校の通学区域を定めるもの。(第2条, 別表第1関係)

校名	町名
水呑	水呑町, 水呑町三新田一丁目, 水呑町三新田二丁目, 水呑向丘

- 2 町名変更後の中学校の通学区域を定めるもの。(第2条, 別表第2関係)

校名	町名
向丘	水呑町, 水呑町三新田一丁目, 水呑町三新田二丁目, 水呑向丘, 田尻町

(施行期日)

備後圏都市計画事業水呑三新田土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和44年福山市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		現行	
別表第1（第2条関係） 福山市立小学校通学区域		別表第1（第2条関係） 福山市立小学校通学区域	
校名	町名	校名	町名
(略)	(略)	(略)	(略)
水呑	水呑町、水呑町三新田一丁目、水呑町三新田二丁目、水呑町三新田三丁目、水呑町三新田四丁目、水呑町三新田五丁目、水呑町三新田六丁目、水呑町三新田七丁目、水呑町三新田八丁目、水呑町三新田九丁目、水呑町三新田十丁目、水呑町三新田十一丁目、水呑町三新田十二丁目、水呑町三新田十三丁目、水呑町三新田十四丁目、水呑町三新田十五丁目、水呑町三新田十六丁目、水呑町三新田十七丁目、水呑町三新田十八丁目、水呑町三新田十九丁目、水呑町三新田二十丁目、水呑町三新田二十一丁目、水呑町三新田二十二丁目、水呑町三新田二十三丁目、水呑町三新田二十四丁目、水呑町三新田二十五丁目、水呑町三新田二十六丁目、水呑町三新田二十七丁目、水呑町三新田二十八丁目、水呑町三新田二十九丁目、水呑町三新田三十丁目、水呑町三新田三十一丁目、水呑町三新田三十二丁目、水呑町三新田三十三丁目、水呑町三新田三十四丁目、水呑町三新田三十五丁目、水呑町三新田三十六丁目、水呑町三新田三十七丁目、水呑町三新田三十八丁目、水呑町三新田三十九丁目、水呑町三新田四十丁目、水呑町三新田四十一丁目、水呑町三新田四十二丁目、水呑町三新田四十三丁目、水呑町三新田四十四丁目、水呑町三新田四十五丁目、水呑町三新田四十六丁目、水呑町三新田四十七丁目、水呑町三新田四十八丁目、水呑町三新田四十九丁目、水呑町三新田五十丁目、水呑町三新田五十一丁目、水呑町三新田五十二丁目、水呑町三新田五十三丁目、水呑町三新田五十四丁目、水呑町三新田五十五丁目、水呑町三新田五十六丁目、水呑町三新田五十七丁目、水呑町三新田五十八丁目、水呑町三新田五十九丁目、水呑町三新田六十丁目、水呑町三新田六十一丁目、水呑町三新田六十二丁目、水呑町三新田六十三丁目、水呑町三新田六十四丁目、水呑町三新田六十五丁目、水呑町三新田六十六丁目、水呑町三新田六十七丁目、水呑町三新田六十八丁目、水呑町三新田六十九丁目、水呑町三新田七十丁目、水呑町三新田七十一丁目、水呑町三新田七十二丁目、水呑町三新田七十三丁目、水呑町三新田七十四丁目、水呑町三新田七十五丁目、水呑町三新田七十六丁目、水呑町三新田七十七丁目、水呑町三新田七十八丁目、水呑町三新田七十九丁目、水呑町三新田八十丁目、水呑町三新田八十一丁目、水呑町三新田八十二丁目、水呑町三新田八十三丁目、水呑町三新田八十四丁目、水呑町三新田八十五丁目、水呑町三新田八十六丁目、水呑町三新田八十七丁目、水呑町三新田八十八丁目、水呑町三新田八十九丁目、水呑町三新田九十丁目、水呑町三新田九十一丁目、水呑町三新田九十二丁目、水呑町三新田九十三丁目、水呑町三新田九十四丁目、水呑町三新田九十五丁目、水呑町三新田九十六丁目、水呑町三新田九十七丁目、水呑町三新田九十八丁目、水呑町三新田九十九丁目、水呑町三新田百丁目	水呑	水呑町、 呑向丘
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第2条関係） 福山市立中学校通学区域		別表第2（第2条関係） 福山市立中学校通学区域	

校名	町名	校名	町名
(略)	(略)	(略)	(略)
向丘	水呑町、水呑町三新田一丁目、水呑町三新田二丁目、水呑町三新田三丁目、田尻町	向丘	水呑町、 呑向丘、田尻町
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、備後圏都市計画事業水呑三新田土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

議第 5 3 号

福山市青少年修学応援奨学金条例施行規則の一部改正について

福山市青少年修学応援奨学金条例施行規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

福山市青少年修学応援奨学金の貸与者の多くが日本学生支援機構の入学金及び授業料の減免又は免除となる制度を利用している。

本奨学金の入学準備金の支出報告には、日本学生支援機構の減免又は免除の決定通知書の添付が必要となるが、通知書が奨学生へ送付される時期が7～8月頃であるため、本奨学金の入学準備金の支出報告期日等を改正する必要がある。

(改正要旨)

- 1 福山市青少年修学応援奨学金条例第9条第1項の規則で定める入学の際に必要なものとして現に支出した額の報告期日について、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた翌年度の6月15日から11月末日に変更するもの。
- 2 福山市青少年修学応援奨学金条例第9条第3項の規則で定める返還額決定通知書の通知時期について、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の6月末日までを12月末日までに変更するもの。
- 3 福山市青少年修学応援奨学金条例第9条第4項の規則で定める返還額の返還期日について、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の7月末日から1月15日に変更するもの。

(第15条関係)

(施行期日)

2023年(令和5年)4月1日

(別紙)

規則第 号

福山市青少年修学応援奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

福山市青少年修学応援奨学金条例施行規則（平成28年規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(奨学金の返還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 条例第9条第1項の規則で定める日は、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の<u>11月末日</u>とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 条例第9条第3項の規定による通知は、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の<u>12月末日</u>までに、入学準備金奨学生に対し、返還額決定通知書により行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 条例第9条第4項の規則で定める日は、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の<u>1月15日</u>とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(奨学金の返還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 条例第9条第1項の規則で定める日は、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の<u>6月15日</u>とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 条例第9条第3項の規定による通知は、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の<u>6月末日</u>までに、入学準備金奨学生に対し、返還額決定通知書により行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 条例第9条第4項の規則で定める日は、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の<u>7月末日</u>とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。